

文化庁美術学芸課長 殿

申請者 (原則として、輸出品目の所有者であること) 代理人 (代理人を置かない場合は空欄とすること)

書類作成及び証明書の受領を、右の者に委任します。

住所 会社・法人名 氏名 (担当者名) TEL E-mail (任意)

住所 会社・法人名 氏名 (担当者名) TEL E-mail (任意)

古美術品輸出鑑査証明について (申請)

下記の輸出品目が、国宝・重要文化財の指定及び重要美術品等認定物件に該当しないことを証明願います。

1 輸出の事由 (該当するものを選択)

売買 ・ 無償譲渡 ・ 貸出 ・ その他 ()

2 輸出品目 (輸出品が複数ある場合は、本欄は使用せず、通し番号を付した一覧を別紙で添付すること)

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法第14条の規定により登録された銃砲刀剣類

登録記号番号	種 別	銘 文	長さ、反り、目くぎ穴
		(表)	(長さ)
			(反り)
		(裏)	(目くぎ穴)

(注1) 輸出品目の寸法等と相違ないことを十分に確認の上、登録証の記載事項のとおり記入し、記入できない項目がある場合は空欄とすること。

(注2) 輸出を行った場合には登録証の返納が必要となることから、その手続きについて、登録証の交付を受けた都道府県の教育委員会に事前に確認すること。

(2) その他の輸出品目

名 称	作 者	寸法、員数 等

(以下文化庁記載欄)

<p>受文美学第1号の 上記の輸出品目が国宝・重要文化財の指定及び 重要美術品等認定物件に該当しないことを証明する。 令和 年 月 日 文化庁美術学芸課長 (公印省略)</p>
--

(注3) 有効期間は、発行の日から1年以内 (但し、1回の輸出に限り有効) とする。

(注4) 通関手続の際には、本紙 (原本) を税関に提出すること。